

2 - 1 4 日本森林学会企画委員会内規

(制定の目的)

1. 本内規は、日本森林学会定款第 61 条第 1 号に定める企画委員会（以下、委員会という。）の運営について定める。

(任務)

2. 委員会は本会の事業の企画及び学会活動の活性化に関する事項について審議する。

(委員会の構成)

3. 委員会に委員長 1 名、委員若干名を置く。

4. 委員長は、会長が理事の中から指名し、企画担当理事とする。

5. 委員長は、担当主事と委員を選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。

(開催)

6. 委員会の開催は委員長が行い、審議に当たってはメールの活用を図る。

(改定)

7. この内規の改定は、委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2017 年 5 月 23 日制定